

### 地域経済活性化支援機構(REVIC)の新規業務の開始について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、平成 25 年3月改正された、「株式会社地域経済活性化支援機構法」(以下「機構法」という。)を受けて、前身である、株式会社企業再生支援機構が行っていた事業再生業務に加えて、地域経済の活性化に関する支援業務を行うこととなり、事業再生と地域活性化の二本柱を主たる事業として活動をして参りました。

この度、当機構は、平成 26 年5月に再度改正された機構法に基づき、地域活性化に関する業務をこれまで以上に強化することとなりました。

具体的には、①経営者保証の付された貸付債権等を買取り、経営者の再チャレンジを支援する「特定支援業務」の新設、②事業再生・地域活性化ファンドに豊富なリスクマネーを供給するLP出資を行う「特定組合出資業務」の新設、③従来のファンドや金融機関等への専門家を派遣するだけでなく、ファンドが支援する事業者への専門家の直接派遣を可能とする「特定専門家派遣業務」の機能強化、更に、従来から実施可能であった「特定信託引受業務」についても、実態を踏まえ、より使いやすい制度に改定することといたしました。

当機構としましては、これらの新規業務の追加や既存業務の機能強化によって、これまで以上に、地域において中小企業等の事業再生や新事業・事業転換等を図る事業活動に対する支援に取り組んで参る所存です。

皆様には、是非とも、ご関心をお持ちいただくだけでなく、必要に応じて、当機構を積極的にご活用頂きたいと存じます。

※今回の新規業務の開始に伴う、「機構の役割」は、[こちら](#)をご参照ください。

以上